



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 北 越 メ タ ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 住 田 規
(コード番号 5446 東証第2部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務 本 部 長 米 山 克 巳
(TEL. 0258-24-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 97 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加すると共に、字句の修正を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、第 36 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）を削除すると共に、その他、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条 (省 略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 銑鉄、鋼材、鋳鋼等鉄鋼一次製品の製造加工ならびに販売	1. 銑鉄、鋼材、鋳鋼等鉄鋼一次製品の製造、加工および販売
2. 鉄鋼二次製品の製造加工ならびに販売	2. 鉄鋼二次製品の製造、加工および販売
3. 非鉄金属、合金鉄の製造加工ならびに販売	3. 非鉄金属、合金鉄の製造、加工および販売
4. 鉄鋼構造物の製作加工ならびに販売	4. 鉄鋼構造物の製造、加工および販売
5. 各種機械器具の製作加工ならびに販売	5. 各種機械器具の製造、加工および販売
(新 設)	6. 一般および産業廃棄物の収集、運搬、ならびに処理とその再生製品の販売
(新 設)	7. 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および倉庫業
6. 前各号に付帯または関連する一切の事業	8. 前各号に付帯または関連する一切の事業

現行定款	変更案
<p>② 当社は、前項の事業を遂行するため、他と共同してこれを営み、または他に出資もしくは他の会社の発起人となることができる。</p> <p>第3条～第6条 (省 略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第36条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第38条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>② 当社は、前項の事業を遂行するため、他と共同してこれを営み、または他に出資もしくは他の会社の発起人となることができる。</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第36条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 20 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 20 日 (予定)

以上